指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：高松棚田振興協議会

1　指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

高松・母衣輪（ほろわ）棚田、平良木棚田、内高松棚田

範囲に関しては別添１のとおり

2　指定棚田地域振興活動の目標

(1)　棚田等の保全

・耕作放棄地の発生防止

耕作放棄の発生防止に向け、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動に取り組む。

中山間地域等直接支払制度実施面積

現状（令和７年度）23.0ha、目標（令和 11 年度）91.0ha

法面や農道の草刈り等、農地の維持管理も含め、持続的に農業生産活動が実施できる体制を維持する。

現状（令和７年度）１団体 → 目標（令和 11 年度）３団体

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保

「高松棚田保全隊」の活動を支援する。

現状（令和７年度）10 人（１組織） → 目標（令和 11 年度）30 人（3 組織）

・新たなスマート農業機械等の導入による作業効率の向上

リモコン式草刈り機とフレールモア、ドローン等を導入し、協定内全域の草刈り等を手動から機械化することで、農地維持管理の作業性を向上させ労力の軽減を図る。

現状（令和７年度）0.0ha → 目標（令和 11 年度）91.0ha

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物のブランド化（農産物の供給の促進）

令和 11 年度までに棚田地域で収穫した農産物（サツマイモ）を使用した特産加工品のブラッシュアップを図る。

現状（令和７年度）累計売上０万円 → 目標（令和 11 年度）累計売上 100 万円

・良好な景観の形成（維持保全活動）

棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を継続して実施する。

現状（令和７年度）参加者のべ 20 人 → 目標（令和 11 年度）参加者のべ 90 人

・地域住民への農作業体験の場の提供（社会教育的機能の発揮）

地域の子供を中心とした農作業体験の実施により、社会教育的な活動の場の提供を行う。

現状（令和７年度）１回/年 → 目標（令和 11 年度）１回/年

・早苗饗（さなぶり）や庭はらい等の実施（伝統文化の継承）

五穀豊穣や収穫への感謝、慰労など、農作業の節目に昔ながらの農村文化である早苗饗や庭はらいを行うことで、地元の伝統文化を維持、継承していく。

現状（令和７年度）２回/年 → 目標（令和 11 年度）２回/年

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田米等を活用した 6 次産業化の推進

棚田地域で生産された米などの農産物や特産加工品を、地元出身者や高松に関係のある人を対象にした「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店する等、新たな販路を開拓し、交流を通じて関係人口の創出につなげる。

ふるさと宅配便の現状（令和７年度）２回/年 → 目標（令和 11 年度）2 回/年

・集落機能強化と生活支援の促進

人口減少と高齢化により、地域コミュニティの脆弱化や集落機能の低下が進んでいることから、高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり、一人暮らし高齢者・高齢者のみ世帯、生活弱者等を対象にした生活支援（外出支援、見守り活動、配食サービス、除雪支援）を行い、住民が安心して暮らしていける棚田地域を創る。

①外出支援

高齢者を中心とした交通弱者を対象とした、自動車による付き添い支援の実施。

②見守り活動&配食サービス

一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯を対象とした、見守りを兼ねたお弁当の配食サービスの実施。

③除雪支援

高齢者を中心とした生活弱者を対象とした、除雪支援を随時実施。

現状（令和７年度）２世帯 → 目標（令和 11 年度）5 世帯

3 計画期間

認定の月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

①棚田等の保全

・耕作放棄地の発生防止

1に掲げる棚田地域は、中山間地域等直接支払交付金の協定区域と一致する区域であることから、中山間地域等直接支払制度の集落協定に基づく活動と併せて保全活動に取り組み、耕作放棄地の発生防止活動に取り組む。

また、現在農地中間管理機構関連農地整備事業により、これまで1区画7a程だったものが1区画30aに拡張・整備されており、広大な棚田の法面と拡幅された農道の草刈り等を維持管理するため、機械化による体制整備を維持する。

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保

従来の農地所有適格法人や農業者による草刈り作業は限界にきているため、耕作放棄地になる可能性が高い農地について、外部人材など人材を確保した「高松棚田保全隊」の活動を支援し、作業の省力化と効率化を図る。

・新たなスマート農業機械の導入による作業効率の向上

リモコン式草刈り機とフレールモア、ドローン等を導入し、農地維持管理の作業性を向上させ、労力の軽減を図る。

②棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

・農産物のブランド化（農産物の供給の促進）

令和11年度までに棚田地域で生産した農産物（サツマイモ）を使用した特産加工品のブラッシュアップを図る。

・良好な景観の形成（維持保全活動）

棚田の良好な景観を形成するため、畦畔の草刈り共同作業を年2回以上実施する。

・地域住民への農作業体験の場の提供（社会教育的機能の発揮）

棚田は、動植物との触れ合いを通じて、人と自然の関わりを学ぶことができる、社会教育的な活動の場として重要であることから、地域の子供を中心とした農作業体験を実施する。

・非農家・外部人材を含めた担い手の確保（再掲）

地区内には、一部今回の農地中間管理機構関連農地整備事業に該当しないところ（母衣輪B団地、約6.8ha）があり、このままでは耕作放棄地になる可能性が高いことから、外部人材など人材を確保した「高松棚田保全隊」の活動を支援し、作業の省力化と効率化を図る。

③棚田を核とした棚田地域の振興

・棚田米等を活用した6次産業化の推進

棚田地域で生産された米などの農産物や特産加工品を、地元出身者や高松に関係のある人を対象にした「ふるさと宅配便」による販売や、花巻市内で開催されるマルシェ等へ出店する等、新たな販路を開拓し、交流を通じて関係人口の創出につなげる。

・集落機能強化と生活支援の促進

人口減少や高齢化により、地域コミュニティの脆弱化や集落機能の低下が進んでいることから、高松第三行政区ふるさと地域協議会が中心となり、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、生活弱者等を対象にした生活支援（外出支援、見守り活動、配食サービス、除雪支援）を行い、住民が安心して暮らしていける棚田地域を創る。

支援項目	支援体制	対象者	取組内容
外出支援	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	高齢者を中心とした交通弱者	自動車による付き添い支援（ドアツードア）
見回り活動、配食サービス	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯	見守りを兼ねたお弁当の配食サービス
除雪支援	高松第三行政区ふるさと地域協議会（中心組織）	高齢者を中心とした生活弱者	除雪

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の指定棚田地域振興協議会の参加者及びその集落協定者とする。

5　指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称または氏名

高松棚田振興協議会は、農業者団体、高松第三行政区ふるさと地域協議会、花巻市、岩手県で構成。

参加者の名称または氏名については、別紙のとおり

6　その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項